

議案第 4 3 号

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会委員に委嘱したいので、
北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会委員

氏 名	備 考
定常 博文	第 1 号委員
田中 安典	第 1 号委員
福田 かおり	第 2 号委員
笠見 隆志	第 3 号委員
小椋 秀一	第 4 号委員

任 期 令和 8 年 8 月 2 5 日から受託候補者選定報告の日まで

【参考資料】

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱（抜粋）
（組織）

第 3 条 委員会（北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会）の委員は、次に掲げる者を教育委員会が委嘱する。

- (1) 北栄町学校給食運営委員会 2 人
- (2) 学校栄養教諭 1 人
- (3) 教育委員会教育長 1 人
- (4) 学識経験者 1 人

議案第 4 4 号

北栄町スポーツ表彰に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町スポーツ表彰に関する要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町スポーツ表彰に関する要綱の一部を改正する要綱

北栄町スポーツ表彰に関する要綱(平成24年北栄町教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(表彰対象者) 第3条 表彰の対象者は、<u>大会開催時</u>に町内に在住し、在勤し、<u>又は</u>在学していた者とする。 (選考委員会) 第5条 選考委員会は、次の者で構成し、北栄町長が議長となる。 (1)～(4) 略	(表彰対象者) 第3条 表彰の対象者は、<u>推薦時</u>に町内に在住、在勤し、<u>若しくは</u>在学する者とする。 (選考委員会) 第5条 選考委員会は、次の者で構成し、北栄町長が議長となる。 (1)～(4) 略 <u>(5)</u> <u>北条小学校長</u> <u>(6)</u> <u>大栄小学校長</u> <u>(7)</u> <u>北条中学校長</u> <u>(8)</u> <u>大栄中学校長</u>

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

議案第45号

北栄町トップアスリート地域連携振興補助金交付要綱の制定について

北栄町トップアスリート地域連携振興補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和8年8月25日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

1 要綱制定の内容

企業版ふるさと納税を財源とした、町ゆかりの一流スポーツ選手の活動支援を行う補助金。

内容は別紙のとおり。

2 制定の理由

企業版ふるさと納税において、町内ゆかりの一流スポーツ選手を応援したいという目的で寄付された場合に、目的に沿った支出の基準を設置するため補助事業を設立する。

3 施行日

令和8年9月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

北栄町教育委員会告示第 号

北栄町トップアスリート地域連携振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方創生応援税制(以下「企業版ふるさと納税」という。)を活用し、国際大会等で活躍が期待される本町ゆかりの一流アスリートに対し、競技活動に要する経費の一部を補助することにより、競技力の向上を図るとともに、地域のスポーツ振興、人材育成及び地域の魅力発信並びに地方創生の推進に寄与することを目的とし、北栄町トップアスリート地域連携振興補助金(以下「補助金」という。)の交付について、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(財源)

第2条 この補助金は、企業版ふるさと納税による寄附金を財源として交付するものとする。

2 補助金の交付は、企業版ふるさと納税による寄附金の受入状況及び予算の範囲内で行うものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は本町出身者で、その卓越した活躍により町の発展に寄与し、郷土愛を醸成すると認められる者
- (2) オリンピック、パラリンピック、世界選手権、アジア大会、国民スポーツ大会その他これらに準ずる大会への出場実績がある者又はその出場が見込まれる者
- (3) 町税等の滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、競技力向上を目的として実施する次に掲げる活動とする。

- (1) 国内外で開催される大会への参加
- (2) 前条第2号の大会に係る強化合宿及び合同練習への参加
- (3) 専門的な指導者による指導
- (4) スポーツ科学、栄養、メンタルサポート等の活用
- (5) その他町長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。ただし、飲食費、交際費、個人的な生活費その他補助目的に適さない経費は対象外とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 大会参加料
- (4) 合宿参加費
- (5) 用具・用品購入費
- (6) トレーニング施設使用料
- (7) 指導者謝金
- (8) 医科学サポート費
- (9) その他必要と認められる経費

(補助金額)

第6条 補助金額は補助対象経費の10分の10以内とし、予算の範囲内で交付する。ただし、企業版ふるさと納税の寄附額を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 競技実績を証明する書類
- (4) その他必要な書類

(交付決定)

第8条 町長は、申請内容を審査し、適当と認めたときは交付を決定し、申請者へ通知する。

(事業内容の変更)

第9条 補助対象者は、補助事業の内容又は経費を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 活動報告書
- (5) 大会結果等が分かる資料

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合においては、当該報告書等の書類を審査し、適正と認めた場合は補助金額を確定し、補助対象者に通知する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) この要綱又は交付条件に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

北栄町長 様

（申請者）住所
団体名
代表者氏名
電話番号

北栄町トップアスリート地域連携振興補助金交付申請書

北栄町トップアスリート地域連携振興補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、申請します。

記

補助事業名	北栄町トップアスリート地域連携振興補助事業
競技種目	
所属・団体名等	
補助対象経費	
補助金交付申請額	

添付書類

- （１）事業計画書及び収支予算書（様式第 2 号）
- （２）競技実績を証明する書類
- （３）その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

北栄町トップアスリート地域連携振興補助金事業計画書及び収支予算書

1 申請者の概要

氏 名	
生年月日	
住 所	
連 絡 先	
所属・団体名等	
競技種目	

2 競技実績及び今後の大会出場予定

年月日	大会名	開催地	戦績・成績等

3 補助事業の内容

項目	実施時期	実施場所	内容
大会参加			
強化合宿等			
専門的指導			
スポーツ科学・栄養・メンタルサポート等			
その他			

4 補助事業を実施することによる効果及び地域貢献等の予定

（競技力の向上、地域のスポーツ振興、人材育成、地域の魅力発信等について記載してください。）

5 収支予算書

(1) 収入の部

項目	金額（円）	内容・内訳	備考
自己負担金			
その他収入			
補助金		北栄町補助金	
計			

(2) 支出の部

項目	金額（円）	内容・内訳	備考
交通費・宿泊費			
大会参加料			
合宿参加費			
用具・用品購入費			
トレーニング施設 使用料			
指導者謝金			
医科学サポート費			
その他			
計			

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

北栄町長 様

（申請者）住所
団体名
代表者氏名
電話番号

北栄町トップアスリート地域連携振興補助金変更承認申請書

年 月 日付第 で交付決定の通知を受けた北栄町トップアスリート地域連携振興補助事業について、下記のとおり変更したいので、北栄町トップアスリート地域連携振興補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

項目	変更前	変更後	備考
事業実施期間			
補助対象経費			
補助金交付申請額			
その他			

2 変更の理由

3 添付書類

- （1）変更後の事業計画書
- （2）変更後の収支予算書
- （3）その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

北栄町長 様

（申請者）住所
団体名
代表者氏名
電話番号

北栄町トップアスリート地域連携振興補助金実績報告書

年 月 日付第 で交付決定の通知を受けた北栄町トップアスリート地域連携振興補助事業が完了したので、北栄町トップアスリート地域連携振興補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業名	北栄町トップアスリート地域連携振興補助事業
競技種目	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
補助対象経費	
補助金交付決定額	
事業実績額	

添付書類

- （1）活動報告書及び収支決算書（様式第5号）
- （2）領収書等の写し
- （3）大会結果等がわかる書類
- （4）その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

北栄町トップアスリート地域連携振興補助金事業活動報告書及び収支決算書

1 活動実績

実施日	活動内容	場所	大会名等	成果・結果

2 競技の実績（競技成績や記録、技術面・体力面等の成果等）

3 地域との連携及び地域貢献等の実績

（町内など地域での活動やスポーツ振興、人材育成、町の魅力発信等の実績）

4 今後の活動予定及び目標

5 その他

6 競技実績確認書類

（大会公式結果一覧、公式記録、公式ウェブサイトの写し、競技団体発行証明書、大会要項など競技実績が確認できる書類）

議案第46号

北栄町歴史・文化地域連携振興補助金交付要綱の制定について

北栄町歴史・文化地域連携振興補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和8年8月25日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

1 要綱制定の内容

企業版ふるさと納税を財源とした、歴史文化芸術関連での地域振興や地域連携を行う団体等への補助金。

内容は別紙のとおり。

2 制定の理由

企業版ふるさと納税において、歴史文化芸術など地域振興や地域連携を応援したいという目的で寄付された場合に、目的に沿った支出の基準を設置するため補助事業を設立する。

3 施行日

令和8年9月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

北栄町教育委員会告示第 号

北栄町歴史・文化地域連携振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地方創生応援税制(以下「企業版ふるさと納税」という。)を活用し、本町の歴史、文化及び芸術資源を活用した地域づくりを推進するため、優れた実績又は専門性を有する個人及び団体が実施する地域の魅力発信及び地方創生の推進に寄与する地域連携事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(財源)

第2条 この補助金は、企業版ふるさと納税による寄附金を財源として交付するものとする。

2 補助金の交付は、企業版ふるさと納税による寄附金の受入状況及び予算の範囲内で行うものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 歴史、文化、芸術、伝統芸能、文化財又は地域文化等の分野において、優れた実績又は専門性を有し、その活動により町の発展に寄与し、郷土愛を醸成すると認められる個人
- (2) 前号に掲げる者を構成員とする団体
- (3) NPO 法人、一般社団法人、公益法人又はその他地域文化の振興を目的とする法人
- (4) 地域住民、学校、企業又はその他関係団体と連携して事業を実施する団体
- (5) 町長が特に必要と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 歴史文化継承事業
 - ア 地域史の調査研究や史跡、文化財の活用
 - イ 郷土資料の保存
 - ウ 公開デジタルアーカイブ化
- (2) 芸術文化振興事業
 - ア 展覧会

- イ 演奏会
- ウ 演劇
- エ 映画
- オ アートプロジェクト
- カ 伝統芸能公演
- (3) 地域連携事業
 - ア 学校との連携
 - イ 大学との共同研究
 - ウ 地域団体との協働
 - エ 企業との連携事業
- (4) 地域振興事業
 - ア 観光資源化
 - イ 交流人口創出
 - ウ インバウンド対応
 - エ 地域ブランド形成
 - オ 空き施設活用
- (5) 人材育成事業
 - ア 後継者育成
 - イ ワークショップ
 - ウ 講演会
 - エ 子ども向け文化体験

2 前項の補助対象事業は、次の各号のいずれかの地域連携を含むものでなければならない。

- (1) 地域住民との協働
- (2) 学校教育との連携
- (3) 商工団体との連携
- (4) 観光団体との連携
- (5) 地域企業との連携
- (6) 福祉・医療分野との連携
- (7) 他自治体との広域連携

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。ただし、飲食費、交際費、宗教活動又は政治活動に要する経費、その他町長が適当でないと認める経費は除く。

- (1) 謝金
- (2) 人件費

- (3) 旅費
- (4) 会場使用料
- (5) 印刷製本費
- (6) 広報費
- (7) 備品借上料
- (8) 消耗品費
- (9) 保険料
- (10) 委託料
- (11) 修繕料
- (12) 備品購入費
- (13) 通訳・翻訳費
- (14) デジタルコンテンツ制作費
- (15) その他町長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の10分の10以内とし、予算の範囲内で交付する。
ただし、企業版ふるさと納税の寄附額を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業実績を証明する書類
- (4) その他必要な書類

(交付決定)

第8条 町長は、申請内容を審査し、適当と認めたときは交付を決定し、申請者へ通知する。

(事業内容の変更)

第9条 補助対象者は、補助事業の内容又は経費を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日又は

当該年度の末日のいずれか早い日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 活動報告書

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合においては、当該報告書等の書類を審査し、適正と認めた場合は補助金額を確定し、補助対象者に通知する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) この要綱又は交付条件に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

北栄町長 様

（申請者）住所
団体名
代表者氏名
電話番号

北栄町歴史・文化地域連携振興補助金交付申請書

北栄町歴史・文化地域連携振興補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、申請します。

記

事業名	
事業実施期間	
事業の区分	
補助対象経費	
補助金交付申請額	

添付書類

- （１）事業計画書及び収支予算書（様式第 2 号）
- （２）競技実績を証明する書類
- （３）その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

北栄町歴史・文化地域連携振興補助金事業計画書及び収支予算書

1 申請者の概要

団体・個人名	
所在地・住所	
代表者氏名	
設立・活動年月日	年 月 日（設立・開始）
構成人員数	
主な活動実績	

2 事業の概要

事業の名称	
事業区分	☐ 歴史文化継承事業 ☐ 芸術文化振興事業 ☐ 地域連携事業 ☐ 地域振興事業 ☐ 人材育成事業
事業の目的	
事業の内容	
連携する地域等	☐ 地域住民 ☐ 学校教育 ☐ 商工団体 ☐ 観光団体 ☐ 地域企業 ☐ 福祉・医療分野 ☐ 他自治体 ☐ その他（ ）

3 地域連携の内容

連携先	
連携の内容	
役割・位置づけ	
その他	

4 補助事業で期待される効果

歴史・文化・芸術資源の活用	
地域の魅力発信	
地域振興・交流人口等への効果	
人材育成・次世代への継承	
その他	

5 収支予算書

(1) 収入の部

項目	金額（円）	内容・内訳	備考
自己負担金			
その他収入			
補助金		北栄町補助金	
計			

(2) 支出の部

項目	金額（円）	内容・内訳	備考
謝金			
人件費			
旅費			
使用料及び手数料			
需用費			
備品購入費			
備品借上料			
デジタルコンテンツ制作費			
計			

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

北栄町長 様

（申請者）住所
団体名
代表者氏名
電話番号

北栄町歴史・文化地域連携振興補助金変更承認申請書

年 月 日付第 で交付決定の通知を受けた北栄町歴史・文化地域連携振興事業について、下記のとおり変更したいので、北栄町歴史・文化地域連携振興補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

項目	変更前	変更後	備考
事業実施期間			
補助対象経費			
補助金交付申請額			
その他			

2 変更の理由

3 添付書類

- （1）変更後の事業計画書
- （2）変更後の収支予算書
- （3）その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

北栄町長 様

（申請者）住所
団体名
代表者氏名
電話番号

北栄町歴史・文化地域連携振興補助金実績報告書

年 月 日付第 で交付決定の通知を受けた北栄町歴史・文化地域連携振興補助事業が完了したので、北栄町歴史・文化地域連携振興補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業名	北栄町歴史・文化地域連携振興補助事業
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
補助対象経費	
補助金交付決定額	
事業実績額	

添付書類

- （1）活動報告書及び収支決算書（様式第5号）
- （2）領収書等の写し
- （3）大会結果等がわかる書類
- （4）その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

北栄町歴史・文化地域連携振興補助金事業活動報告書及び収支決算書

1 活動実績

- （1）事業実施日
- （2）実施場所
- （3）活動内容
- （4）関係人員数

2 地域連携の実績

- （1）連携先
- （2）連携内容
- （3）関係人員数

3 事業の成果

4 地域への波及効果

（地域の魅力発信、交流人口の創出、観光振興、地域文化の継承、人材育成等）

5 今後の展開

6 その他

7 事業実施を確認できる書類

（写真やチラシポスター、パンフレット、冊子、参加者名簿、成果物等）

議案第47号

北栄町指定史跡の現状変更の許可について

このことについて、北栄町文化財保護条例第14条の規定により、委員会の許可を求める。

令和8年8月25日提出

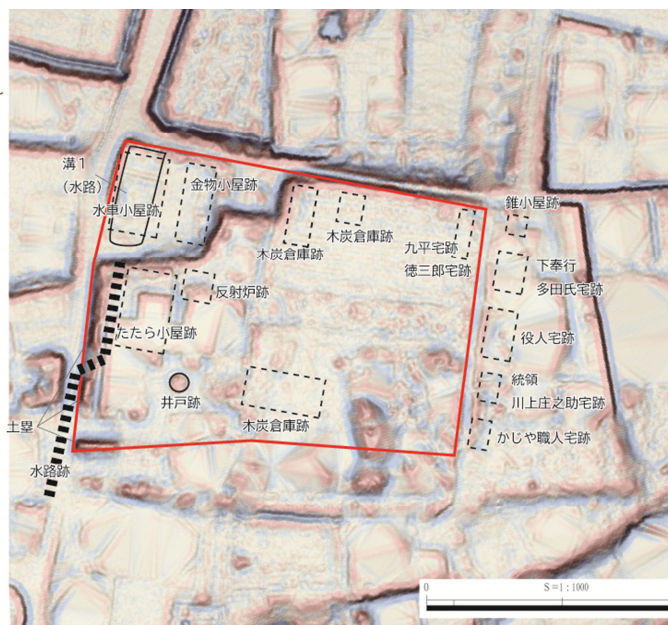
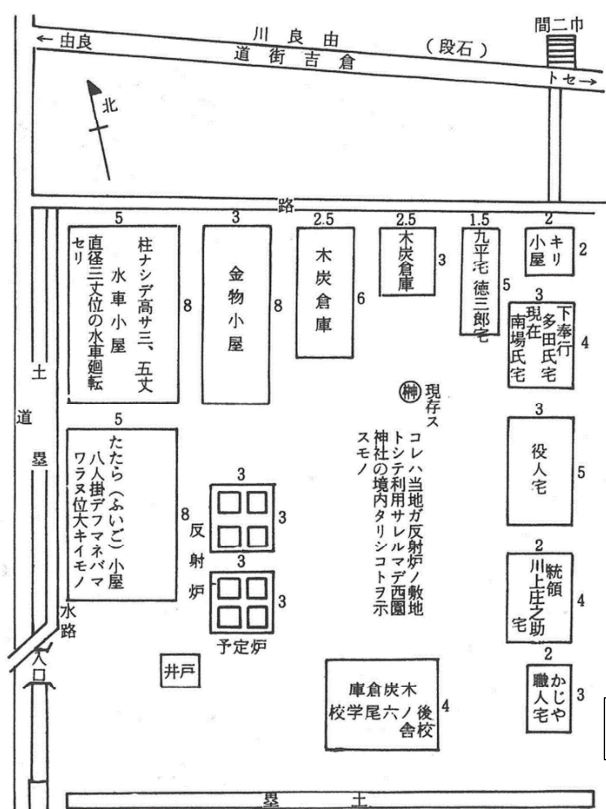
北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

1. 申請者：北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志
2. 文化財の種別、名称：町指定史跡 六尾反射炉跡（昭和47年9月14日指定）
3. 現状変更の場所：北栄町六尾188-1
4. 所有者：北栄町
5. 現状変更の内容：トレンチ調査による史跡整備に係る内容把握
6. 現状変更の時期：令和8年9月14日～11月27日

【六尾反射炉跡における鋳型確認のための確認調査】

- (1)経緯:六尾反射炉跡において、昨年度検出した金物小屋と考えられる建物跡の全貌を明らかにするため、トレンチを拡張する。
- (2)目的:確認調査(六尾反射炉跡)
- (3)調査内容:六尾反射炉跡地内での遺構・遺物の確認
10m×10mのトレンチを1か所
- (4)調査期間:9月以降



上図 反射炉跡 CS 立体図(R6 年度実施)

左図 川上庄之助 反射炉関係建物位置図(大栄町)